

## 待遇に関する事項等の説明

労働者派遣法第31条の2第1項の規定に基づき、待遇に関する事項について以下のとおりご案内いたします。

### ●待遇に関する事項

#### ◇あなたを派遣労働者として雇用した場合の賃金見込額

給与は職種や条件により異なりますが、当社の派遣労働者の平均額は下記となります。

月額100,000円～250,000円

※実際の賃金額はご本人の経験・職歴・保有資格等を、職務の内容や就業地域における派遣労働者の賃金相場等に当てはめて決定し、労働契約締結時に書面にて提示いたします。

#### ◇想定される就業条件等について

主な就業場所：富山県内、就業日：月～日曜日、就業時間：8時～22時

※上記就業日・就業時間の内、労働基準法の範囲内（例：1日8時間（内休憩1時間）週5日勤務等）で就業いただきます。

※実際の就業場所、就業条件等については労働契約締結時に書面にて提示いたします。

#### ◇労働、社会保険の加入について

以下の条件を満たす場合、各種保険に加入いただきます。

- 雇用保険：1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ31日以上の雇用見込みがある場合に加入
- 健康保険・厚生年金保険：以下のいずれかに該当する場合に加入

① 所定労働時間および所定労働日数が、同一の事業所で通常の労働者の4分の3以上である場合

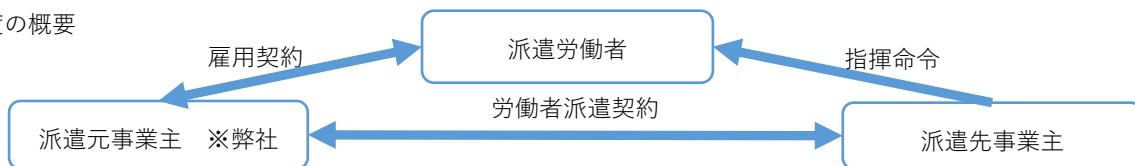
② 上記①に該当しない場合でも、以下のすべての条件を満たす場合

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金が88,000円以上
- 雇用期間が2ヶ月を超えて見込まれること
- 学生でないこと（夜間・通信・定時制を除く）

### ●事業運営に関する事項

社名	株式会社 ASITAS
設立日	2015年3月3日
所在地	富山県高岡市御旅屋町1222番地3エルパセオ1F
資本金	7000万円
事業内容	労働者派遣・職業紹介事業
許可番号	労働者派遣事業 派16-300109
ホームページアドレス	<a href="https://asitas.jp/">https://asitas.jp/</a>

### ●労働者派遣制度の概要



派遣労働者の皆様は弊社と雇用契約を結びます。就業条件の明示や給与の支払いは弊社が行い、派遣先事業主が仕事の指示や就業時間の管理を行います。※参考：厚生労働省ホームページ <派遣で働くときに特に知っておきたいこと>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/haken-shoukai/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/index.html)

●キャリアアップ措置の内容

訓練種別	対象者となる派遣労働者	訓練方法	訓練費用負担額	賃金支給
入職時基礎的訓練	雇入れ時	OFF-JT	無償	有給
職能別訓練	派遣中・入社○年目	OFF-JT	無償	有給
階層別訓練	派遣中・入社○年目	OFF-JT	無償	有給

キャリアコンサルティングの相談窓口：0766-24-6660、営業担当者を通じた窓口（営業担当者の連絡先）